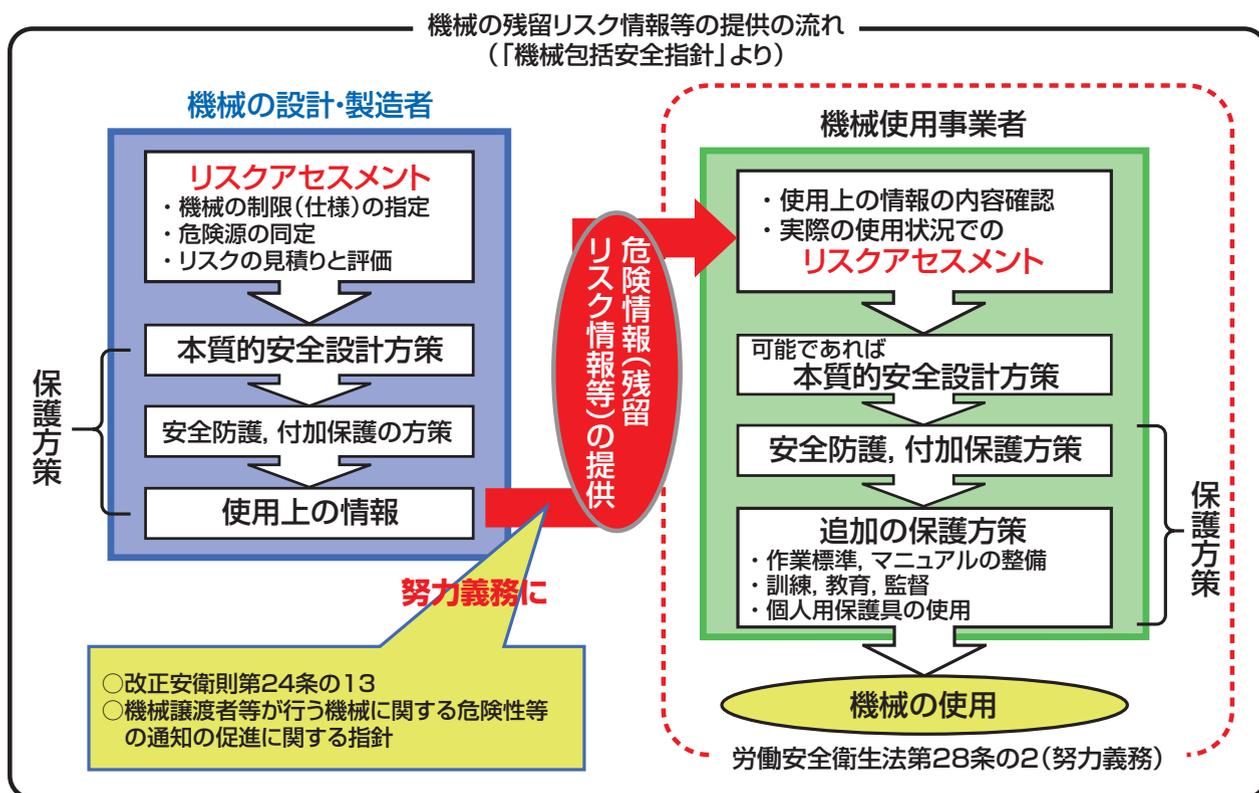


「危険性・有害性等の調査」及び「機械に関する危険情報の通知」への努力義務に対する人材育成は進んでいますか？

労働安全衛生法第28条の2では、危険性又は有害性等の調査を実施し、危険を防止するための措置を講ずること。また、労働安全衛生規則第24条の13では、機械譲渡者等は、相手方事業者に機械に関する危険性等を通知することが努力義務化されています。このためには、機械安全に対して十分な知識を有する人材の育成が必要です。



人材育成にはセーフティアセッサ資格の取得が有効です。

セーフティアセッサ資格者は、機械安全に十分な知識を有する者と認められました。
(厚労省通達 基安安発0415第1号 平成26年4月15日)

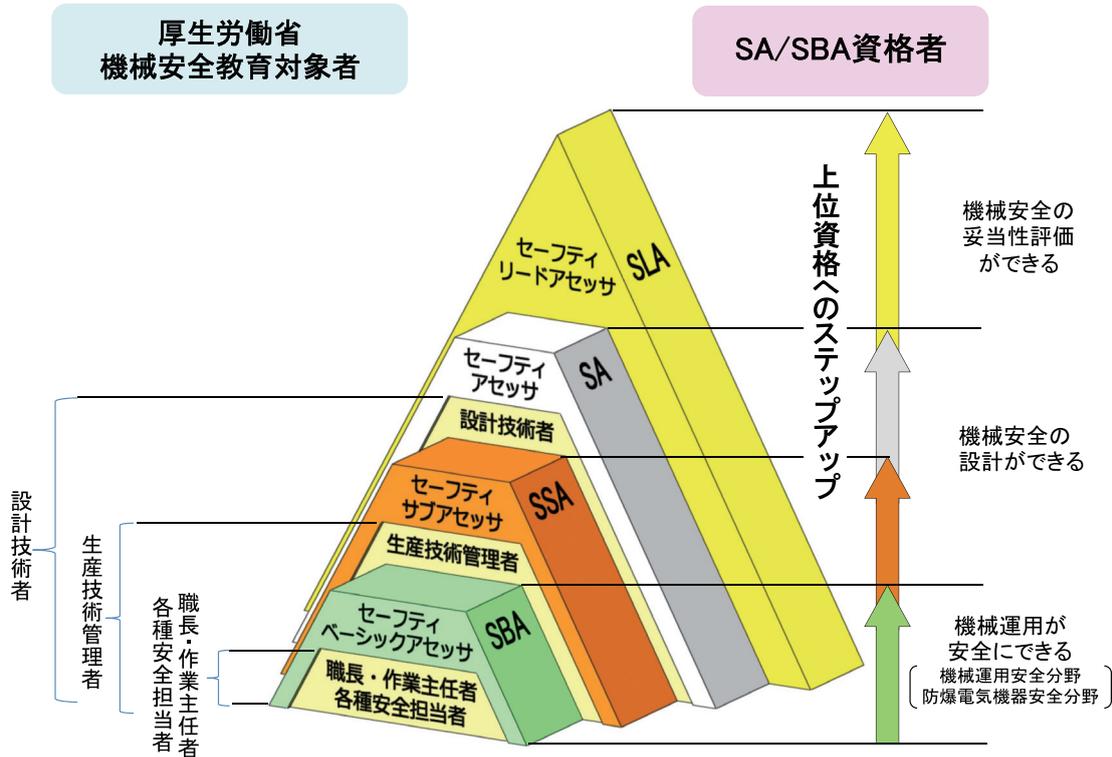
厚生労働省通達「設計技術者、生産技術者に対する機械安全に係る教育について」(基安安発0415第3号 平成26年4月15日)及び「同(略)留意すべき事項について」(基安安発0415第1号 平成26年4月15日)において、セーフティアセッサ資格者は、設計技術者あるいは生産技術管理者に対する機械安全に係る教育カリキュラムについて、十分な知識を有する者とみなせること、また、「セーフティベーシックアセッサ」は、機械ユーザーの職長、作業主任者、各種安全担当者の機械安全教育に有効であることが明記されました。

セーフティアセッサ資格者		教育対象者
セーフティリードアセッサ		設計技術者 生産技術管理者
セーフティアセッサ		生産技術管理者
セーフティサブアセッサ		生産技術管理者
セーフティベーシックアセッサ	機械運用安全分野	職長、作業主任者、各種安全担当者
	防爆電気機器安全分野	

設計技術者とは、機械設備の設計者等であって工作担当者を含む。また生産技術管理者とは、生産部門において生産設備の運転・保全等の業務を管理する技術者。(平成3.1.21 基発第39号)

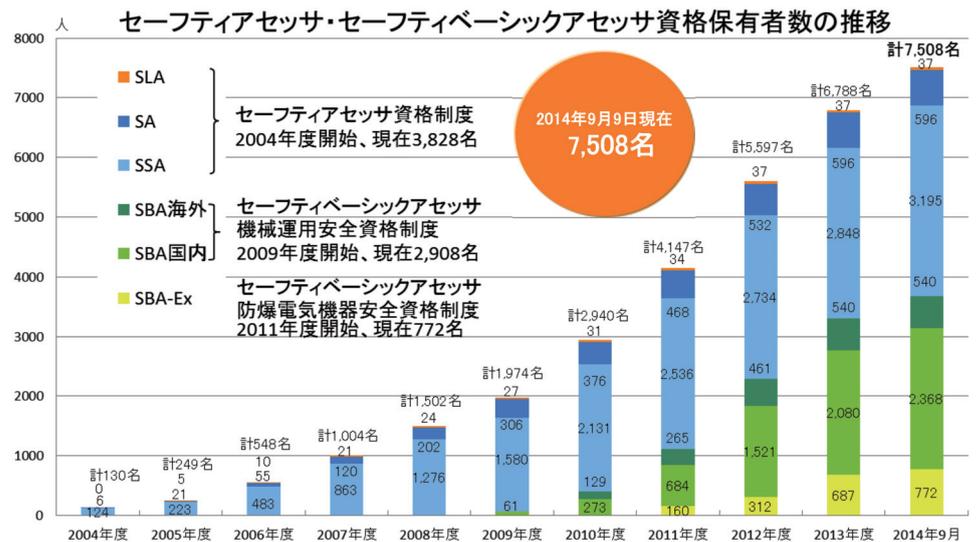
セーフティアセッサ資格と厚生労働省教育対象者との関係

セーフティアセッサ資格と教育対象者との関係を示したのが以下の図です。セーフティアセッサ資格のそれぞれの資格に要求している知識要件や実施している試験・講習範囲が、「設計技術者」あるいは「生産技術管理者」の教育に要求されている厚生労働省の教育カリキュラムを十分満たしていることから、当該資格を有する者は、十分な知識を有するものとみなされます。



セーフティアセッサ資格認証制度について

セーフティアセッサ資格は、2004年に経済産業省の基準認証事業としてNECAが、日本認証株式会社、安全技術応用研究会（SOSTAP）の協力のもとに制度化した資格です。現在すでに関連資格を含め2014年9月時点で資格保有者は7,508名に、また、資格者保有企業数も836社に達しています。この資格は、機械の設計や生産現場での安全性を高めるために、ISO12100に基づく「安全技術」において、グローバルに通用する「人材育成」を目指しており、ものづくりを中心とした生産現場の安全化に大きく貢献しています。



セーフティアセッサ資格の詳細については、以下のHPをご覧ください。

日本認証株式会社：<http://www.japan-certification.com/>
安全技術応用研究会：<http://www.sostap.org/>



一般社団法人 日本電気制御機器工業会
NIPPON ELECTRIC CONTROL EQUIPMENT INDUSTRIES ASSOCIATION

〒105-0013 東京都港区浜松町2-1-17松永ビル
<http://www.neca.or.jp/>
TEL 03-3437-5727 FAX 03-3437-5904



日本認証株式会社
JAPAN CERTIFICATION CORPORATION

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目7番53号Marutaビル8階
<http://www.japan-certification.com/>
TEL 06-4807-3337 FAX 06-4807-3350